

平成 29 年版 楽学マンション管理士・管理業務主任者 要点整理 (3825)

【法改正のお知らせ】

平成 29 年 9 月 26 日

(株)住宅新報社 出版・企画グループ

TEL 03-6403-7806

上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

P96 〈ポイント〉①上から2行目

改正前	改正後
相手方が宅建業者であっても説明しなければなりません。	相手方が宅建業者の場合、説明は不要であり、重要事項説明書を交付すればよい。

P333上図 管理規約の提供 14 条

改正前	改正後
開示事項 14 条 ① ～⑤	14 条 甲(マンション管理組合)は、宅地建物取引業者が、甲組合員から、当該組合員が所有する専有部分の売却等の依頼を受け、その媒介等の業務のために、理由を付した書面又は電磁的方法により管理規約の提供及び別表第5に掲げる事項の開示を求めてきたときは、甲に代わって、当該宅地建物取引業者に対し、管理規約の写しを提供し、及び別表第5に掲げる事項について書面をもって、又は電磁的方法により開示するものとする。甲の組合員が、当該組合員が所有する専有部分の売却等を目的とする情報収集のためにこれらの提供等を求めてきたときも、同様とする。 ①～⑤削除

		<p>別表第5</p> <p>* 14条の①～⑤各号の内容については、別表5に移され、下記の内容を開示する</p> <p>1 マンションの名称(総戸数、対象住戸の住戸番号など)</p> <p>2 管理体制関係(組合の名称、管理組合の役員の選任方法など)</p> <p>3 共用部分関係 (共用部分の規約、駐車場、駐輪場の使用料、空き状況などの定めなど)</p> <p>4 売主たる組合員が負担する管理費等の関係 (滞納額があれば、滞納額も合わせて記載)</p> <p>5 管理組合収支関係 (収支及び予算の状況、管理費等の滞納額及び借入の状況など)</p> <p>6 専有部分の使用規制の関係</p> <p>7 大規模修繕計画の関係</p> <p>8 アスベスト使用調査内容 (調査結果の記録の有無、調査結果の内容、結果など)</p> <p>9 耐震診断の有無、内容</p> <p>10 管理形態</p> <p>11 管理事務所関係</p> <p>12 備考(ゴミ出しに関する情報、設計図書の保管場所など)</p>
--	--	---